

4月1日から 家電リサイクル法が変わり、一部の家電製品が 粗大ごみとして処分できなくなります。

◆平成21年4月1日よりエアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機に、**液晶式テレビ、プラズマ式テレビと衣類乾燥機**が家電リサイクルの対象品目として加わります。4月1日以降はメーカーがリサイクルすることになるため、粗大ごみとして処分できませんのでご注意ください。

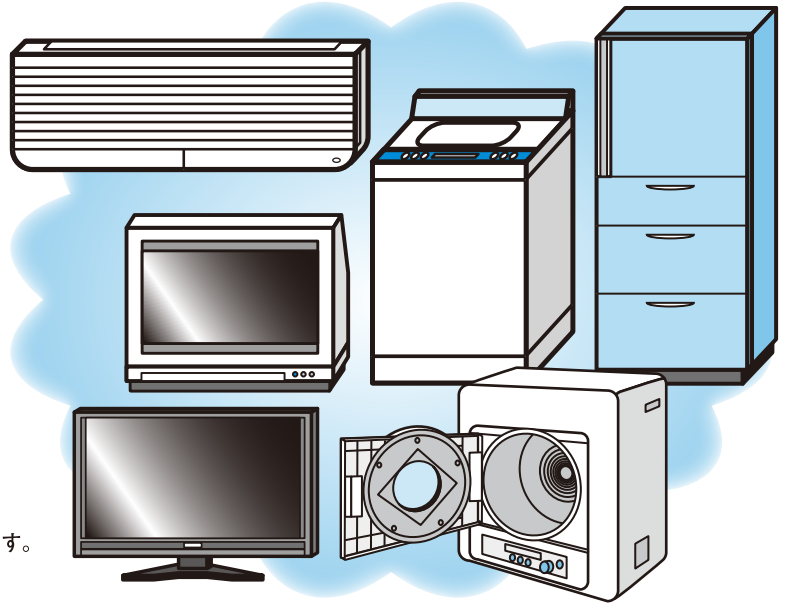
家電リサイクル対象品を処分する場合、購入した販売店などに引き取りを依頼してください。販売店に引き取りを依頼できない場合は、家電リサイクル受付センター（電話5296-7200）にお申し込みください。

＜一般的なリサイクル料金の例＞

品目	リサイクル料金	
エアコン	2,625円	
テレビ	16型以上	2,835円
	15型以下	1,785円
冷蔵庫 冷凍庫	171リットル以上	4,830円
	170リットル以下	3,780円
洗濯機・衣類乾燥機	2,520円	

+

収集・運搬料金



※リサイクル料金のほかに収集・運搬料金が必要となります。

ただし、指定引取場所まで持ち込む場合は、リサイクル料金のみになります。

※上記は一例です。メーカーによって料金が異なります。

東京23区推奨ごみ収集袋認定制度が 廃止となります

◆平成21年4月1日より、23区で行っていた推奨袋の制度が廃止になります。これに伴い、これまでの推奨袋の生産は終了します。今後は市販されている透明・半透明のごみ収集袋をご使用ください。

質問① なぜ、推奨袋認定制度がなくなるのですか？

回答①

この制度により、袋の強度や透明性等の規格を定めていましたが、推奨袋と同程度の規格を持った市販のごみ袋が流通するようになったためです。

質問② 4月1日以降、推奨袋は使えないのですか？

回答②

手元に残っている推奨袋や在庫分として販売された推奨袋は引き続き使用できます。